

# 公立大学法人富山県立大学授業料等に関する規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学（以下「県立大学」という。）学則第 51 条の規定に基づき授業料、入学料及び入学考査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料（以下「授業料等」という。）の額及び徴収の方法に関し、必要な事項を定める。

(授業料等)

第 2 条 学生、研究生又は科目等履修生として県立大学に在学する者は授業料を、入学する者は入学料を、入学を志願する者は入学考査料を納付しなければならない。

2 特別研究学生として県立大学大学院に在学する者は授業料を、入学する者は入学料を、入学を志願する者は入学考査料を納付しなければならない。

3 特別聴講学生となる者は特別聴講受講料を、研修員となる者は研修料を、県民開放授業受講生となる者は県民開放授業受講料を納付しなければならない。

4 学生、研究生及び科目等履修生の授業料、入学料及び入学考査料、特別聴講受講料、研修料並びに県民開放授業受講料の額は、別表第 1 号のとおりとする。

5 特別研究学生の授業料、入学料及び入学考査料の額は、別表第 2 号のとおりとする。

6 県立大学の編入学、再入学又は転入学に係る入学考査料の額は、前項の規定にかかわらず、30,000 円とする。

(授業料等の納付)

第 3 条 学生の授業料は、4 月 1 日から 9 月 30 日までを前期、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを後期とし、前期分については 5 月末日まで、後期分については 11 月末日までの理事長が指定する期日までに、それぞれ年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとする。

2 研究生及び特別研究学生の授業料並びに研修料は、当該期間分を一括して理事長が指定する期日までに納付するものとする。

3 科目等履修生の授業料及び特別聴講受講料は、履修する単位分を一括して理事長が指定する期日までに納付するものとする。

4 県民開放授業受講料は、受講する科目分を一括して理事長が指定する期日までに納付するものとする。

(入学料等の納付等)

第4条 入学料は、入学の手続きを行うときに納付するものとする。

2 理事長は、入学料を納付した者に対し、入学を許可するものとする。

3 入学考査料は、入学の願書を提出するときに納付するものとする。

(授業料等の免除及び猶予)

第5条 理事長は、別に定めるところにより、学費の支弁が困難な者に対し、願い出により審査のうえ、授業料若しくは入学料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料、入学料若しくは入学考査料の徴収を猶予することができる。

2 前項の規定による授業料、入学料又は入学考査料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、その納付が困難である事実を証する書類を添えて願い出るものとする。

3 前項の規定により授業料、入学料又は入学考査料の減免又は徴収の猶予を願い出た者については、減免又は徴収の猶予をする旨又はしない旨の決定があるまでは、授業料、入学料又は入学考査料の徴収を猶予する。

4 第1項の規定による授業料、入学料又は入学考査料の減免又は徴収の猶予をする旨の決定(授業料又は入学料の全部を免除する旨の決定を除く。)を受けた者及び減免又は徴収の猶予をしない旨の決定を受けた者は、納付すべき授業料、入学料又は入学考査料を理事長が指定する期日までに納付するものとする。

(特別研究学生の授業料等の免除)

第6条 理事長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、他の大学院との間における相互の研究指導を可能にする協定に基づき大学院に入学する特別研究学生について、その

授業料、入学料又は入学考査料を免除することができる。

(特別聴講受講料の免除)

第7条 理事長は、必要があると認めるときは、他の大学又は短期大学との間における取得単位の互換を可能にする協定に基づき県立大学に入学する特別聴講学生について、その特別聴講受講料を免除することができる。

(休学の場合の授業料)

第8条 休学期間が前期又は後期の全期間である場合には、当該期分の授業料を免除する。

2 前期又は後期の途中において休学した場合は、休学した日の属する期分の授業料を納付するものとし、復学した場合には、月割計算により復学した日の属する月の前月までの分の授業料を免除する。

3 前期又は後期の途中において復学した者が復学した日の属する期の初日から休学していた場合において、復学した日が当該期の納付期限後であるときは、当該期における納付期限は、第3条第1項の規定にかかわらず、理事長が指定する期日とする。

(退学、停学等の場合の授業料)

第9条 退学を許可され、又は命ぜられた学生及び除籍された学生は、退学した日又は除籍された日の属する期分の授業料を納付するものとする。

2 停学を命ぜられた学生は、当該処分があった日及び当該処分の解除があった日の属する期分の授業料を納付するものとする。

3 死亡又は行方不明による除籍の場合には、理事長は、当該学生に係る未納の授業料を免除することができる。

(授業料等の不還付)

第10条 既納の授業料等は、これを還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(授業料等の還付)

第 11 条 理事長は、既に入学考査料を納付した者が独立行政法人大学入試センター法（平成 11 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項第 1 号に規定する試験の科目で理事長が定めるものを受験していないことが判明したときは、当該入学考査料の一部を還付することができる。

（学位論文審査料）

第 12 条 県立大学大学院に在学する者以外の者が、県立大学大学院の行う博士論文の審査を受けるときは、学位論文審査料を納付しなければならない。

2 前項の学位論文審査料の額は、1 件につき 57,000 円とする。

3 県立大学大学院博士課程後期の課程において所定の単位を修得して退学した者が、退学の日の翌日から 1 年以内に博士論文の審査を受けるときは、学位論文審査料を免除する。

4 学位論文審査料は、学位論文の申請書を提出するときに納付するものとする。

（その他）

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。